

佐世保問題に対する反省

7月18日 1968

嵯峨根 遼吉

1. (a) 政府各省間の責任分担の取極め不明確，不足
- (b) 内閣や原子力委員会の発表や勧告の基本的責任所在が喰違つた。
2. 原子力平和利用の開発推進に当つての一番基本的な次の様な事項について政府内担当箇所への責任感不足が感ぜられた。
 - (a) 基本的関連法規（原子炉規制法，放射線障害防止法，賠償法）が
 - (i) 相互統一を失いて居り
 - (ii) 政府の既定方針通りに修正が未定であり（例えば障害防止の面では ICRP 勧告を基本とする）
 - (iii) 原子力先進国の何処とも相当の開きが残つて居る
（国内各省間での規制の斉一も未了だし，先進国と大きく違つて居る）
 - (b) 国民感情と称せられる，無智なるが故の超軽微の放射線に至る迄の放射線恐怖症の対策。（統計発表は逆効果）
 - (i) 基本的教育 小中高校での教育
 - (ii) 一般常識 ビキニの魚の 愚，富士山頂での居住者の受けるレム数
（特に新聞関係大都会） ム数 花崗岩地帯での一般国民の受けるレム数，
温泉地帯での湯治客の受けるレム数， X線診断，
撮影一回に受けるレム数，テレビのレム数
 - (iii) 各県原地での P. R.
 - (iv) 漁連漁民とその購買側の主婦への正しい理解
 - (c) 核兵器，原潜は勿論，核の平和利用に迄反対を表明する左翼運動への対策。
 - (i) 筋の通つた議論と筋違ひまたは故意に筋をすり替えた議論を見境もなく支持する新聞論調。
 - (ii) 裏に常に人民管理的要求が秘められている議論に対する用意。
 - (iii) 大衆感覚の鋭さと云つた表現の横行
 - (d) 放射線障害の面での政府施策処置の完全さを国民に了解させて，政府がこの面で国民の信頼を充分にかち取ること。